

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	伊佐 (伊佐)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 区域内における規模縮小などの意向のある農地が3.2haある。また、70歳以上の農地面積が9.7haあり、うち後継者不在の農地が4.7haとなっている。今後区域内の認定農業者、規模拡大意向農家への農地集積を推進していく。
- 多面的機能支払交付金を活用し、水路や農道の補修を行っていく。
- 獣害防護柵の補修・管理を継続して行う。
- 耕作者の情報や意向を早めに収集し、遊休農地の発生を未然に防止していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。
- コウノトリ育む農法を盛んに行っており、今後も環境に配慮した稲作を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、認定農業者・規模拡大意向農家へ農地の貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、地権者、耕作者の意向を確認しながら、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金を活用し、水路・農道の補修を計画的に行っていく。 農地の大区画化について検討する。 小規模なほ場の畦畔除去を検討する。 ため池の維持管理を継続的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の大規模農家の農地集積を計画し、農業規模拡大を目指す。 地域内で若手就農者の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
金網柵の点検を区全体で年1回行い、定期点検は農会の関係者で行っている。
多面的機能支払交付金を活用しながら補修を行っている。
- ⑧農業用施設の維持
水路・農道の点検を年1回行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修を行っている。